

宝塚市地域福祉計画

第4期

宝塚市再犯防止推進計画

宝塚市成年後見制度利用支援計画

概 要 版

すべての人が互いを認め合い、支え合い、
共に輝きつづける
安心と活力のまち
宝塚

宝塚市

地域福祉の推進と地域共生社会の実現

地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民、事業者、地域で活動する団体、行政などの様々な主体が連携・協働して、地域の生活課題に対して地域全体で支え合って解決する仕組みづくりや関係づくりをいいます。

地域福祉の推進

地域福祉計画は、地域福祉の取組を計画的に推進するための計画です

地域共生社会の実現をめざして地域福祉を推進します。

地域福祉の推進にあたって、本市の掲げる

「市民との協働」
「市民主体のまちづくり」

を基本とします。

包括的な支援体制の整備を進めます。

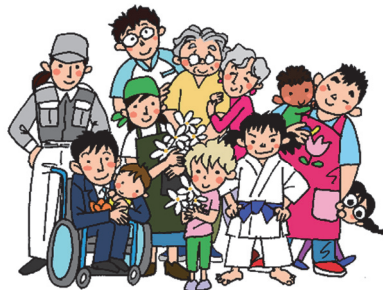
地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越してつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域共生社会のイメージ

支え・支えられる関係性の循環
誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成

- ・居場所づくり
- ・社会とのつながり
- ・多様性を尊重し包摂する地域文化



- ・生きがいづくり
- ・安心感ある暮らし
- ・健康づくり、介護予防
- ・ワークライフバランス

- ・社会経済の担い手輩出
- ・地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

すべての人の生活の基盤としての地域

- ・就労や社会参加の機会の提供
- ・多様な主体による、暮らしへの支援への参画

地域における人と資源の循環
地域における持続的発展の実現

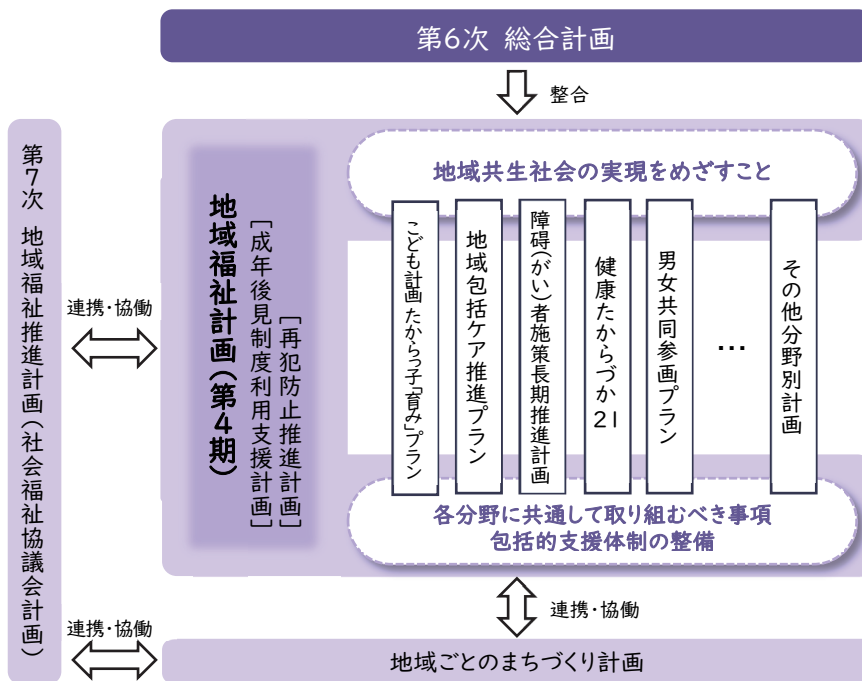
すべての社会・経済活動の基盤としての地域

厚生労働省「地域共生社会の実現に向けて」から作成

計画の位置づけ

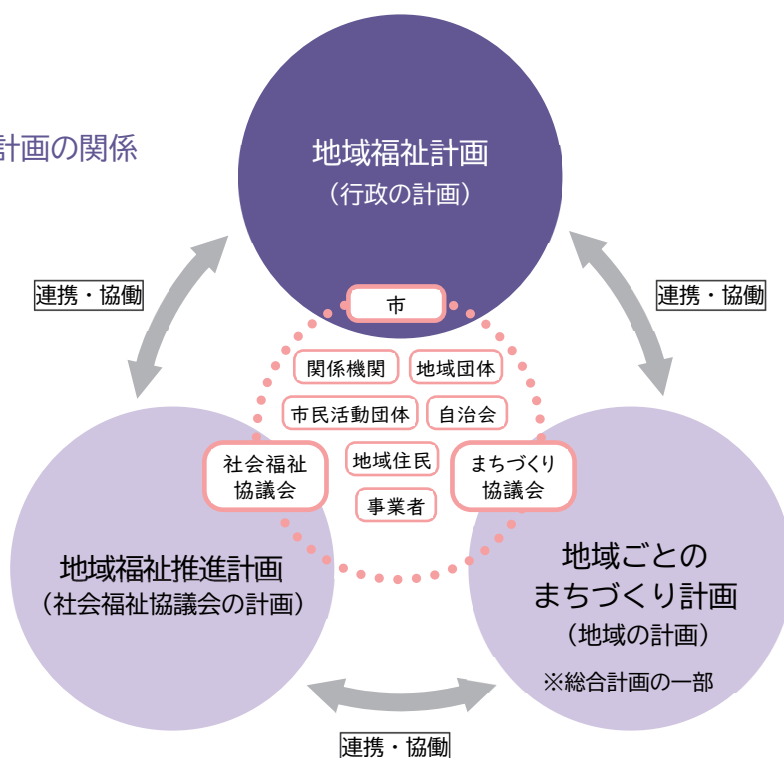
- 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定
- 「第6次宝塚市総合計画」を上位計画とし、子育て支援や高齢者福祉、障碍(がい)者福祉など、福祉の各分野計画の上位計画と位置づけ、調和・整合を図る計画
- 更に、「成年後見制度利用促進基本計画*」、「再犯防止推進計画」を包含

(※本市における名称は「成年後見制度利用支援計画」とします。)



宝塚市社会福祉協議会(社協)の「地域福祉推進計画」、まちづくり協議会の「地域ごとのまちづくり計画」との連携・協働を図り、地域住民、市民活動団体、関係機関、事業者などとの連携・協働による取組の推進

3つの計画の関係



基本理念

すべての人が互いを認め合い、支え合い、
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚

第6次総合計画において「地域福祉」の施策で掲げる、めざすまちの姿

- ◆すべての人の人権が尊重され、つながり、認め合い、支え合いながら生きがいのある暮らしを送っている
- ◆誰もが安心して生活を送ることができるよう、身近な地域で包括的な支援が受けられる体制が整っている

本市はこれまでも、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける安心と活力のまち 宝塚」を基本理念に掲げ、「協働」を核としながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

社会構造の変化や価値観・ライフスタイルの多様化などにより生活課題が複雑化・複合化するなか、「地域共生社会」の実現に向けて、引き続き、上記を基本理念とし、市民、関係機関・団体、行政など様々な主体が連携・協働し、市民一人一人がお互いに支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを進めます。

また、国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす SDGs（持続可能な開発目標）とは、「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」「パートナーシップで目標を達成しよう」などのゴールと関連が深いことから、これらの視点もふまえて本計画を推進します。

計画期間

令和 8 年度
(2026 年度)

5 年間

令和 12 年度
(2030 年度)

施策体系

基本理念	基本目標	施策
<p>すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける安心と活力のまち宝塚</p>	<p>基本目標Ⅰ</p> <p>市民一人一人の社会的包摂*に対する意識の向上</p>	<p>1 当事者理解・当事者参加の促進 重点</p> <p>2 福祉学習や異文化理解の推進</p> <p>3 居場所等の情報収集力や情報発信力の向上</p> <p>4 地域における居場所の充実</p> <p>5 犯罪や非行をした人の地域での立ち直り支援【再犯防止推進計画】</p>
	<p>基本目標Ⅱ</p> <p>誰もが活躍できる機会づくり</p>	<p>6 地域福祉に参加する人づくり</p> <p>7 地域における活躍の場づくり 重点</p> <p>8 福祉以外の分野との連携による多様な就労の場や活躍の場づくり</p> <p>9 社会福祉協議会等の地域福祉の中間支援組織における事業運営の強化</p>
	<p>基本目標Ⅲ</p> <p>多様な主体の連携による地域力の向上</p>	<p>10 地域ぐるみの子育て支援の推進</p> <p>11 多様な参加者による話し合いの場の充実</p> <p>12 市職員や専門職の協働意識の向上</p> <p>13 地域におけるつながりづくり 重点</p>
	<p>基本目標Ⅳ</p> <p>包括的な相談支援体制の充実</p>	<p>14 総合相談支援体制の強化 重点</p> <p>15 権利擁護に関する支援の充実【成年後見制度利用支援計画を内包】</p>

社会的包摂 | すべての人が社会から孤立せず、また排除されず、社会の一員として支え合いながら共に生きる社会づくりのこと。

※ **重点** は重点施策。位置づけについて13ページに記載。

基本目標 I

市民一人一人の社会的包摂に対する意識の向上

めざす姿

- ◆ 地域には、子どもや高齢者、障碍(がい)のある人、外国にルーツのある人、性的マイノリティの人など、様々な人が暮らしています。基本的人権に基づき、互いに正しい理解と認識を持ち、共に支え合える、地域で生きづらさを感じている人がSOSを出すことができるようなコミュニティをめざします。
- ◆ 課題を抱えた人だけでなく、誰もが気軽に立ち寄り、安心して過ごせる居場所が地域に多くあり、その居場所が地域の中で十分に認識されて、交流が広がっている地域をめざします。

施策① 当事者理解・当事者参加の促進

重点

〈多種多様な生きづらさに対する理解促進・意識醸成〉

- 人権教育や社会教育等との連携、市職員や市民等が共に学ぶ機会の充実
- 当事者理解の取組に対する市や社協による支援の促進

〈当事者参加の促進に向けた支援〉

- セルフヘルプグループなどとの協働、当事者間の交流機会の推進
- 専門職や当事者仲間からの働きかけと、支援者と地域活動者との協働による地域の話し合いの場への当事者参加の促進

施策③ 居場所等の情報収集力や情報発信力の向上

〈居場所や地域活動の情報一元化〉

- 情報発信ウェブサイト「たからづかつどい場マップ」や「宝塚市シニアスポット」などの内容充実
- 地域住民や関係機関との連携で情報共有の促進

〈多様な手段による効果的な地域情報の発信〉

- 紙媒体やSNSなどターゲット層に届く情報発信

〈制度や仕組みに関する正確でわかりやすい情報発信〉

- 誰もが必要な情報にアクセスし、理解・利用ができるよう、わかりやすい情報発信を促進
- 氾濫するネット情報に対して正確な情報が伝わるよう市の公式情報等を適切に発信

施策② 福祉学習や異文化理解の推進

〈主に子どもを対象とした福祉学習の機会充実〉

- 福祉学習プログラムの内容充実
- 既存の活動や居場所等を活用した地域における子どもたちの学習機会の充実
- 地域団体等と社会福祉法人等が連携して進める福祉学習プログラムづくりや地域づくりの推進

〈異文化理解への意識づくり〉

- 市内で行われている交流行事等の把握、好事例の発信
- 外国人や外国にルーツのある地域住民等が地域の中で自然とつながりが持てるよう、住民同士の交流機会を拡充

施策④ 地域における居場所の充実

〈既存施設等を生かした多様な居場所づくりとエリアごとの拠点把握〉

- 公共・民間の既存施設やスペースを生かした居場所の拡充、世代間交流の促進、障碍(がい)当事者のニーズに応じた地域の居場所拡充
- エリアごとの拠点の把握

〈居場所における活動者と専門職の連携推進〉

- 居場所での主体的な講座実施や見守り活動などに対し、社協や地域包括支援センター等の専門職が必要に応じて関わり支援を実施

施策⑤ 犯罪や非行をした人の地域での立ち直り支援

再犯防止推進計画

(※P10 参照)

基本目標Ⅱ

誰もが活躍できる機会づくり

めざす姿

- ◆活動者が活動しやすく、地域活動に関心のある人がニーズにあった参加ができ、それぞれの得意を生かして、誰もが活躍できる機会がある地域をめざします。
- ◆社会福祉法人や民間企業との連携により、就労の場や活躍の場が広がり、高齢者、障碍(がい)者、生活困窮者、社会とのつながりが少ない人などの社会参加が進んでいる姿をめざします。

施策⑥ 地域福祉に参加する人づくり

〈地域の活動者支援・人材把握〉

- 民生委員・児童委員や保護司の活動への理解を促す取組の推進
- 活動者や活動希望者の交流、仲間づくりにつながる取組の推進
- 地域活動情報のSNSでの効果的な発信や体験的参加機会の拡充

〈担い手観の変化に応じた人材確保や活動支援方策づくり〉

- 市、社協、宝塚NPOセンターの連携による支援方策づくり

施策⑦ 地域における活躍の場づくり

重点

〈関係機関や民間企業と連携した養成講座等の受講者の活躍の場づくり〉

- 組織横断的に好事例を共有し、講座の受講者が実際に地域で活躍できる場や役割を創出

〈個人やグループの得意なことや興味関心を生かした活躍の場づくり〉

- テーマ型の活動者と地縁組織との協働の取組の推進
- 宝塚ボランタリープラザ^{ツカボ}公式LINEでの発信やコーディネートによる活躍の場とのマッチング推進

施策⑧ 福祉以外の分野との連携による多様な就労の場や活躍の場づくり

〈商工業分野等との連携による多様な就労の場や活躍の場づくり〉

- 健康・生きがい就労トライアル事業において、市と包括連携協定を締結している民間企業などと連携し、高齢者の就労先を拡充
- 生活困窮者支援において、商工業等の分野と連携し、体験的就労の場や中間的就労の場を充実
- 市民の参加や協力により進めている既存の取組と連携した活躍の場の選択肢の拡大

施策⑨ 社会福祉協議会等の地域福祉の中間支援組織における事業運営の強化

〈社会福祉協議会の安定的な事業運営支援〉

- 社協との緊密な連携促進と市による継続的な運営支援の実施
- 市内の多分野と社協との連携促進

〈社会福祉法人連絡協議会との協働による地域貢献活動の推進〉

- 地域のニーズに応じた社会福祉法人と地域団体等との協働の取組や、法人による地域住民の活動支援の推進
- 生活困窮者支援における協働の取組の推進

めざす姿

- ◆地域で子どもを育てる意識が高まり、子ども・子育て世帯が孤立せずに継続的につながる地域をめざします。更に、課題が深刻になる前に予防的対応に取り組んでいる姿をめざします。
- ◆地域住民、事業者、地域で活動する団体、行政など、課題解決に向けて多様な主体が有機的につながる体制をめざします。
- ◆住民主体の見守り・支え合い活動が広がり、配慮を必要とする人と地域住民や事業所とが日ごろから交流し、お互いさまの関係ができていく地域をめざします。

施策⑩ 地域ぐるみの子育て支援の推進

〈地域住民との協働による子育て支援の推進〉

- 子ども家庭支援センターや社協による助成や運営に関するノウハウの情報提供など、親子育てグループや子育て支援グループの活動支援の推進
- たから・まご手帳による啓発や、高齢者が地域の子育て支援者として活躍できる場に関する情報発信の強化
- 住民主体の子どもの居場所や体験の場づくりなどの活動支援
- 子どもを取り巻く様々な課題について既存の話し合いの場等で学ぶ機会を拡充

施策⑪ 多様な参加者による話し合いの場の充実

〈地域の話し合いの場への専門職や事業者の参加促進〉

- 校区ネットワーク会議等への市職員や専門職等の参加促進
- たからづか地域見守り隊やクールシェアたからづかの協力事業者などへの、地域活動や地域の話し合いの場への参画促進

〈地域の話し合いの場への当事者の参加促進〉

- 専門職や当事者仲間からの働きかけと、支援者と地域活動者との協働による地域の話し合いの場への当事者参加の促進

施策⑫ 市職員や専門職の協働意識の向上

〈市職員の協働意識向上の取組推進〉

- 協働の取組推進担当次長の配置、地域活動きずな研修、各種の出前講座など、市職員が積極的に地域に出向く取組を推進

〈専門職による地域づくりへの関わり促進〉

- 専門職が地域ニーズを把握し、積極的に地域づくりに関われるよう、地域福祉研修や地域生活支援会議を通じた協働意識の向上

施策⑬ 地域におけるつながりづくり

重点

〈見守り・支え合いの推進〉

- 社協による住民活動の支援、誰もが身近な人を気にかける意識醸成の促進
- 商店や企業との連携活動の推進
- 楽しさややりがいを感じられるようなつながりづくりに向けて好事例の共有

〈防災の取組を通じた助け合いの推進〉

- 災害時要援護者支援制度の理解促進
- 要援護者の地域の防災訓練等への参加支援の推進

めざす姿

- ◆ 複雑化・複合化した問題や制度はざまの問題などを受け止め、解決に向けて取り組めるよう、庁内連携を強化するとともに、これまで以上に多分野・多機関の専門職や地域住民との連携・協働がでける体制をめざします。
- ◆ 高齢者・障碍(がい)者権利擁護支援センターなどの支援機関や地域活動者によるネットワークが確立され、判断能力が十分でない人の意思決定を社会全体で支え合いながら、虐待や権利侵害の予防、早期発見・早期支援ができていく体制をめざします。

施策⑭ 総合相談支援体制の強化

重点

〈庁内の連携体制の強化〉

- (仮称) 相談支援包括化推進員連絡会の創設
- 同連絡会を中心に、支援者間の連携や要支援者の地域生活における課題の整理を行い、連携の仕組み・ルールづくりや解決に向けたプロジェクト提案を実施
- 相談支援業務を担う職員の人材育成・資質向上に必要な勉強会等の実施

〈多機関連携の更なる充実〉

- 支援者間の情報共有や連携の促進
- 地域生活支援会議を通じた多機関・多職種の面識拡充や、同会議の企画(コア)会議メンバーを中心に地域課題の整理や連携促進の仕掛けづくり
- セーフティネット会議の機能強化

〈各相談機関・窓口の機能充実及びわかりやすい周知の推進〉

- 市職員・専門職の知識や対応力の向上
- 相談窓口の認知度の向上
- 支援者の顔が見える関係づくりの促進

施策⑮ 権利擁護に関する支援の充実

〈権利擁護に関する体制の充実〉

- 身寄り問題や住宅確保の問題について、権利擁護・成年後見ネットワーク協議会や自立支援協議会等で議論を深め、取組の方向性を共有
- 虐待・DV等の早期発見・早期対応に向けた継続的な啓発と地域との連携促進
- 相談機関の継続的周知と各種ネットワークの場を通じた関係者間の情報共有の促進

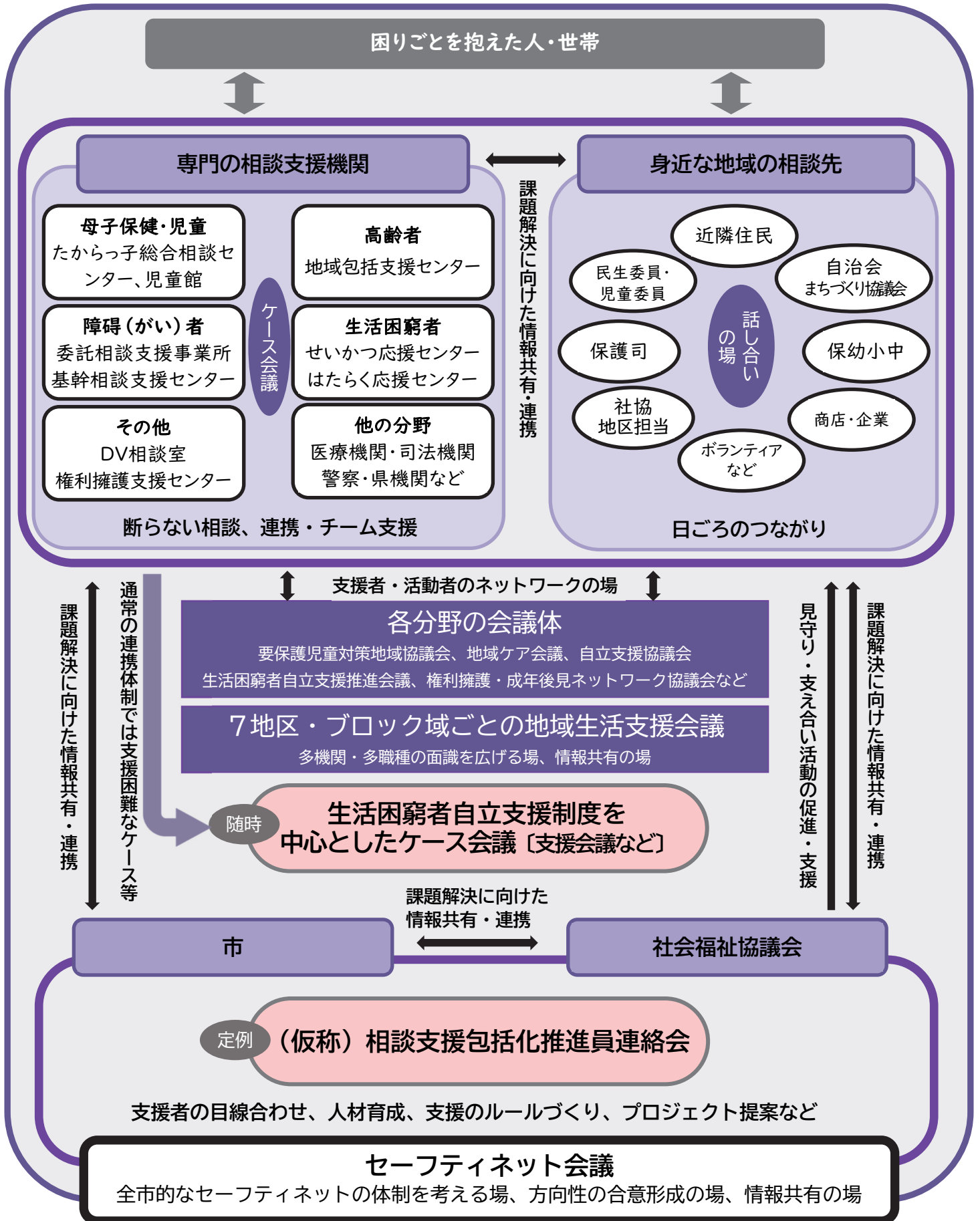
〈意思決定支援の推進と権利擁護人材の育成強化〉

- 権利擁護・成年後見ネットワーク協議会や自立支援協議会等で議論を深め、意思決定支援の推進に向けた意識醸成や取組の方向性の共有
- 各分野の意思決定支援ガイドラインを活用した研修等の実施

〈成年後見制度の利用支援〉

成年後見制度利用支援計画 (※P10 参照)

宝塚市の総合相談支援体制の概念図 ※体制は改善を図りながら変化するため当面のイメージ



宝塚市再犯防止推進計画 施策⑤犯罪や非行をした人の地域での立ち直り支援

更生保護や再犯防止に関する関心・理解の向上

罪を償い地域社会に戻ってきた人が、再び犯罪をすることなく社会生活を送るためには、何よりも地域住民の理解や温かい見守りが不可欠で、地域の身近な支援者である保護司などを通じ更なる啓発が必要です。保護司会等の更生保護活動や再犯防止について、多くの市民や企業・団体等をはじめ、地域での関心・理解を深められるよう取組を進めます。あわせて、学校との連携により、若い世代への啓発事業を展開していきます。

更生保護団体や多機関との連携による就労支援など自立支援の取組の推進

地域や多機関との連携により、就労先の確保や離職の予防、家族関係に対する支援など、犯罪や非行をした人が自立し安定した生活を送るための伴走型支援を強化する必要があります。自立に向けた相談窓口や福祉サービスの更なる周知を行うとともに、社会復帰の支えとなる就労先や住宅の確保、就労後の定着支援などに取り組みます。

更生保護団体と、市、関係団体・機関等、地域との連携強化

更生保護団体の様々な協議の場への参加を通じて、情報の共有を促進するなど、更生保護団体と各関係者等との連携の強化を図ります。また、市は更生保護団体と民生委員・児童委員や地域との連携の支援を行います。

宝塚市成年後見制度利用支援計画 施策⑬権利擁護に関する支援の充実(内包)

権利擁護の推進に向けた地域連携ネットワークの機能強化、人材育成

成年後見制度の改正による新たな支援・推進体制を見据え、権利擁護支援センターを中核機関とした権利擁護・成年後見ネットワーク協議会の機能や取組の強化を図ります。また、地域における権利擁護の意識を高め、推進役となる人材の確保・育成に向けて、多機関協働による市民後見人及び権利擁護支援者・サポーターの養成講座等、人材育成の強化に取り組みます。

成年後見制度の周知・啓発や本人・家族等への申立て支援

高まる権利擁護支援のニーズに対応するため、市や支援機関の職員が地域団体の活動の場や専門職の研修の場等に積極的に出向き、制度理解や本人の意思を尊重しようとする「意思決定支援」について周知・啓発を図ります。また、申立てについて、気軽に相談できるよう地域の相談体制を整備し、申立て時には、法テラス等の各種専門機関と連携し、スムーズに申立てができるよう連携の強化を図ります。

日常生活自立支援事業との連携強化

権利擁護支援のニーズを早期の段階で把握し、本人の意思決定を支援できるように制度や各種事業の周知、利用促進を図ります。また、成年後見制度の改正による新たな支援・推進体制を見据え、法定後見終了者が希望する支援にスムーズにつながるよう支援者の拡充を図ります。

連携・協働して取組を推進

多様な主体

地域で活動する人・団体・関係機関

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域で福祉全般にわたる相談や支援を行うボランティア。地域住民の日常生活の中での困りごとや心配ごと、相談ごとを聞き、関係する行政機関等へつなぐなどの支援。

老人クラブ

高齢者同士が交流し、地域に根ざした活動を通じて、生きがいづくりと健康づくりに取り組む市民団体。

ボランティア

思いをもって地域活動を行う個人やグループ。

NPO、市民活動団体

様々な分野の特定の課題やテーマについて非営利で活動する団体。

セルフヘルプグループ（自助グループ、相互援助グループ）

生活の難しさや生きづらさを感じている当事者や家族が、同じような悩みを抱えている人々と相互に助け合いながら、その困難さを乗り越えるために活動する集まり。

自治会・まちづくり協議会

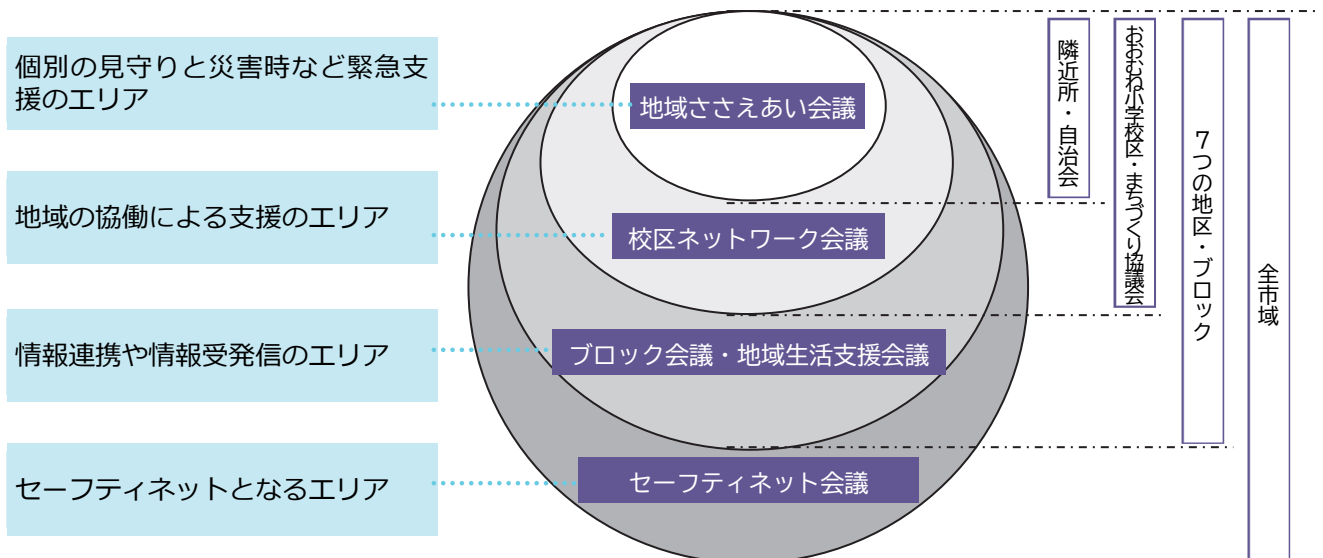
自治会は住民に最も身近な地域の集まり。まちづくり協議会はおおむね小学校区を領域とし、自治会を中核として、地域で活動する個人や団体の連携を図る組織。子どもや高齢者の見守り活動など、地域で様々な活動を展開。

保護司

法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護観察を受ける人の生活を見守り、様々な相談にのるほか、犯罪予防の啓発活動も実施。

話し合いの場・協働の場で様々な課題や問題を共有し、
多様な主体のつながりの中で解決策を検討

宝塚市におけるエリア設定と多様な主体の話し合いの場・協働の場



多様な主体と連携・協働



地域にある身近な相談支援機関等

事業者

この計画では、福祉事業者のみならず企業や商店などを含む、宝塚市で事業を営むすべての事業者。

児童館・子ども館

地域の子どもの居場所や子育て支援拠点として7地区・ブロックごとに地域児童館もしくは子ども館を設置。中高生の居場所や地域児童館の統括施設として大型児童センターを設置。児童厚生員やボランティアの人たちが子どもたちの豊かな遊びや活動を支援。子育てに関する相談にも対応。

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として7地区・ブロックごとに設置。保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が、高齢者が安心して生活できるよう総合的に支援。認知症相談センターとして認知症に関する相談にも対応。

委託相談支援事業所

障害（がい）のある人の相談窓口として7地区・ブロックごとに設置。社会福祉士等の専門職員が相談に応じ、障害（がい）のある人が安心して生活していくために、必要な情報提供等や権利擁護のための必要な支援に対応。

地区担当（地区センター）

地域に身近な相談窓口として、社会福祉協議会が7地区ごとに担当者を配置。福祉活動に関する相談・情報発信、見守り・支え合いに関する啓発や話し合いの場づくり、福祉学習会の企画・啓発など、地域福祉活動を支援。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域福祉活動の分析や調査をもとに、見守り・支え合い活動者のネットワークづくり、民間事業所とのネットワークづくりなど、様々な「つなぎ役」を担い、市内全域を対象に、見守り・支え合い活動をはじめとした生活支援体制の充実に推進する人。

宝塚市社会福祉協議会

中間支援組織として地域住民の活動支援を行うなど地域福祉推進の中心的な役割を担う

宝塚市

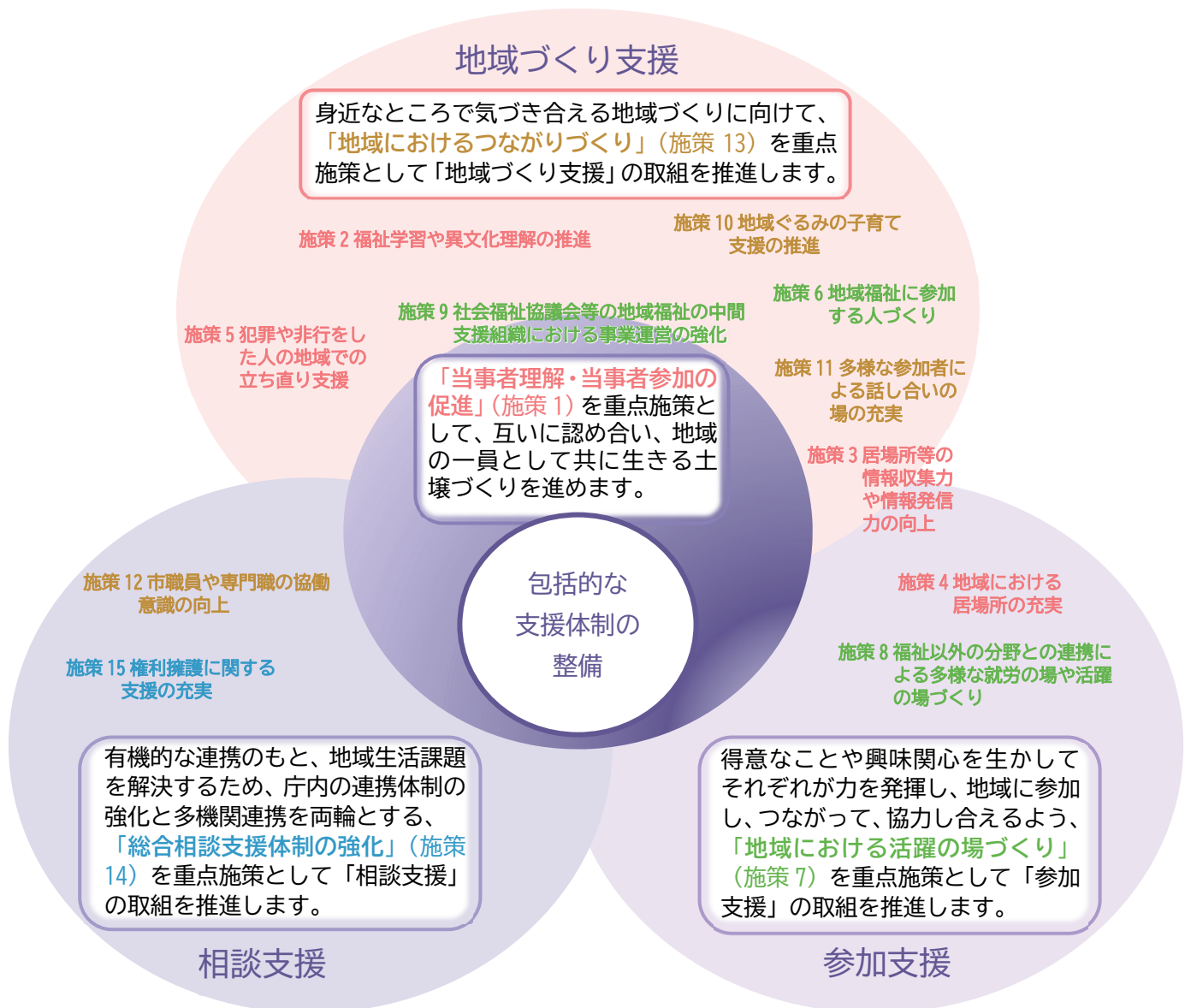
包括的な支援体制の構築は自治体の責務

市と宝塚市社会福祉協議会は、めざすべき姿や地域における課題を共有しながら取組を推進

計画の推進

重点施策

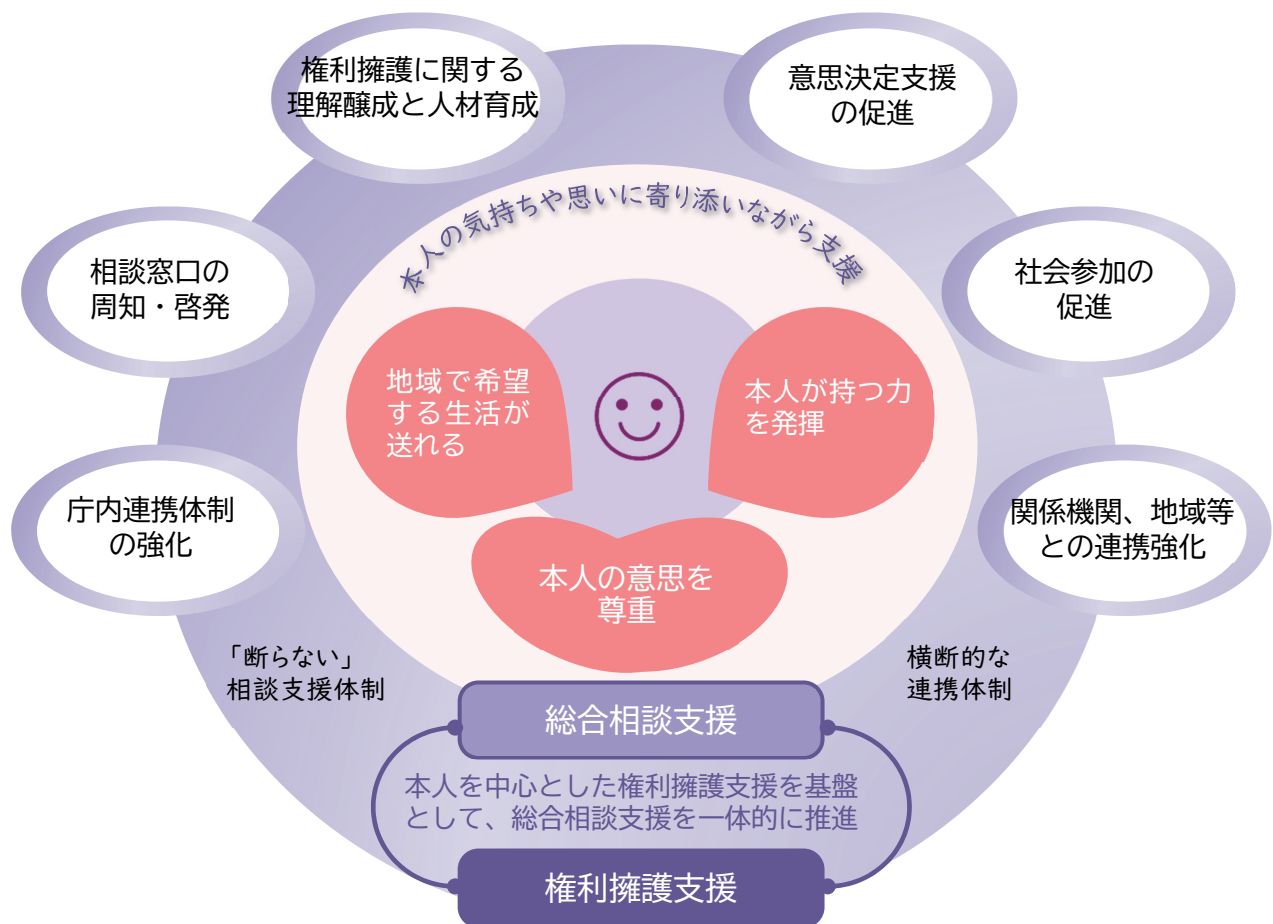
15の施策を展開する中で、包括的な支援体制の整備に向けて、「地域づくり支援」「参加支援」「相談支援」それぞれの支援をリードする4つの重点施策を設定して、一体的に推進します。



一体的推進

本人の意思を尊重する意思決定支援をすべての支援者における共通理解とし、本人を中心とした権利擁護支援を基盤として、総合相談支援を一体的に推進します。

そのため、権利擁護に関する理解醸成や権利擁護人材の育成などに取り組むとともに、すべての人が、尊厳のあるその人らしい生活を地域の中で送れるよう、支援者は本人の気持ちや思いに寄り添いながら、本人が持つ力を発揮し、様々な活動や話し合いの場、活躍の場や就労の場へ参加できるように支援を行うなど、各種の取組を進めます。



地域活動等の情報発信サイト

市子ども家庭支援センター Instagram



親子育てグループ活動の情報等を発信

宝塚市シニアスポット



シニア向けの通いの場等の情報を発信

たからづかつどい場マップ



サロンなど地域住民の活動情報を発信
(宝塚市社会福祉協議会)

宝塚市地域福祉計画（第4期）
令和8年（2026年）3月

発行 宝塚市健康福祉部地域福祉課
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
電話：0797-77-0653
ファクス：0797-71-1335